

令和元年（行コ）第27号 川内原子力発電所設置変更許可取消請求控訴事件

令和7年8月27日判決言渡

判 決 骨 子

【結 論】控訴棄却（※控訴人2名につき訴訟終了）

【当事者】控訴人青柳行信ほか（計29名） 被控訴人国 訴訟参加人九州電力株式会社

【裁判所】福岡高等裁判所第4民事部 松田典浩裁判長、志賀勝、穂苅学

【事案の概要】原審原告らが、国に対し、原子力規制委員会が平成26年9月10日付けで九州電力株式会社に対してした川内原発1号炉及び2号炉の設置変更許可処分の取消しを求めた行政訴訟。福岡地方裁判所は、一部の原審原告の訴えにつき原告適格が認められず不適法であるとして却下し、その余の原審原告の請求を棄却。一部の原審原告が控訴。

【理由】

1 原告適格

控訴人らのうち鹿児島県、熊本県及び福岡県に居住する者には原告適格があるが、富山県、神奈川県、東京都、埼玉県及び福島県に居住する者に原告適格があるとは認められない。

2 処分の違法性

発電用原子炉の設置変更許可処分については、現在の科学技術水準に照らし、調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、又は当該原子炉施設が具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があり、その判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、違法と解するのが相当である。

本件処分の基準適合性審査において火山の影響に関する具体的審査基準として用いられた火山ガイドは、SSG-21をはじめとする安全上の指針に整合的であり、火山学に関する専門的知見を踏まえた検討を経て作成されたものであって、合理性を有することにつき相応の根拠があるといえる。

本件処分の基準適合性審査において、調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤欠落があったとは認められない。

以 上

川内原発に関する設置変更許可処分取消しを命じない
福岡高等裁判所の 2025 年 8 月 27 日不当判決に対する弁護団声明

2025（令和 7）年 8 月 27 日

川内原発行政訴訟弁護団

2018 年 3 月に公表された「基本的な考え方」は、本件適合性審査後、裁判対策のために作られた後付けであるにもかかわらず、2013 年 6 月に作成された火山ガイドは「基本的な考え方」に沿って司法審査を行うべきである——このような露骨な行政追従の論理によって、福岡高等裁判所第 4 民事部の松田典浩裁判長、穂刈学裁判官、志賀勝裁判官は、川内原発に係る設置変更許可処分の取消しを求めて行った住民らの控訴を棄却した。

これまでに、多くの火山学者から、噴火予測の困難性、破局的噴火のリスクを指摘されていた。しかし、「基本的な考え方」は、2016 年 4 月 6 日の福岡高裁宮崎支部決定と 2017 年 12 月 13 日の広島高裁決定を踏まえ、破局的噴火のリスクを事実上無視できることとした。本件の審理では、火山ガイドの原案を作成した安池由幸氏の証人尋問が実施され、安池氏は「基本的な考え方」は、審査当時の火山ガイドとは少し違うなと思いますと明確に証言した。本件の審理において、「基本的な考え方」と火山ガイドは異なることが改めて確認されたのである。

判決は、「基本的な考え方」自体の合理性はまったく検討していない。裁判所の判断は、結局のところ、原発の稼働を容認する審査実態を追認するだけの判断というほかに、過去の事実を無視した歴史修正主義的な判断といってよい。まさに、思考停止に陥って安全と妄信する安全神話そのものといってよい。

「原発に要求される安全を、一般的な科学施設、危険施設と同列に考えてはいけない理由が私には分からない」。本訴訟における証人尋問で、原子力規制庁の審議官であった櫻田道夫氏は、はっきりと証言した。

安倍元首相は「世界で最も厳しい基準に合格した原発だけを稼働する」と発言したが、実際に規制実務に関与する規制庁職員は、他の科学施設、危険施設と同レベルの安全でよいという認識で規制を行っているが、裁判所は、このような安全でもかまわないことを事実上認めたものであり、福島第一原発事故の反省を踏まえて改正された原子力関連法令に違反しているというほかない。我が国で次の原発事故が起きてしまった場合には、この判決を下した 3 名の裁判官に責任がある。

けれども、私たちは、断じて屈しない。今私たちが生きる環境や生活をこれ以上脅かされないためにも、生まれてくる私たちの子ども、孫、さらにその将来の世代にこれ以上負担を押し付けないためにも、これからも、川内原発の稼働停止、廃炉に向け、可能な限りのあらゆる手段を用いて、活動を進めていく所存である。

以上